板橋区こころといのちの連絡協議会設置要綱

令和６年８月８日　区長決定

（設　置）

1. 板橋区における自殺対策及び精神保健福祉活動について、関係機関が連携・協力して総合的かつ効果的な推進を図るため、板橋区こころといのちの連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

1. 協議会は、次の各号に掲げる分野に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議する。

⑴　自殺対策　次に掲げる事項

　　ア　板橋区自殺対策計画の策定に関すること。

　　イ　自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。

　　ウ　板橋区自殺対策計画の推進及び関係施策の連携に関すること。

　　エ　板橋区自殺対策計画の評価に関すること。

　　オ　その他板橋区自殺対策計画の総合的な推進に関すること。

⑵　精神保健福祉　次に掲げる事項

　　ア　関係機関、団体等との協力体制の整備、調整に関すること。

　　イ　精神保健福祉に係る知識の普及啓発に関すること。

　　ウ　その他精神保健福祉施策の推進に必要な事項に関すること。

（構　成）

第３条　協議会は、委員３５名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから区

長が委嘱又は任命する。

　⑴　学識経験者

　⑵　保健医療・福祉関係者

　⑶　法律・労働機関関係者

　⑷　民間団体

　⑸　当事者団体

　⑹　関係行政機関・区職員

　⑺　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

２　協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は

会長が指名する。

３　会長は会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任　期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開　催）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第６条　協議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

（専門部会の設置）

第７条　協議会のもとに、専門的な事項を検討するための部会を置くことができる。

（謝　礼）

第８条　委員については、謝礼を支払うことができる。

（庶　務）

第９条　協議会の庶務は、健康生きがい部健康推進課において処理する。

（委　任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

３　板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成２２年８月１日区長決定）及び板橋区自殺対策地域協議会設置要綱（平成３０年１０月１５日区長決定）は、廃止する。